

障害者雇用問題研究会報告書

— 障害者の就業機会拡大をめざして —

平成16年8月

障害者雇用問題研究会

目 次

1	はじめに	1
2	障害者雇用の直面する課題	2
	(1) 精神障害者の雇用促進	2
	(2) 多様な就業形態への対応	2
	(3) 地域における障害者雇用の促進	3
3	今後の方向	3
	(1) 精神障害者の雇用率の適用と雇用支援策の充実	3
	(2) 在宅就業等多様な就業形態に対する支援策	6
	(3) 地域における協働による障害者雇用の支援	9

1 はじめに

近年、障害者の社会参加が進む中、障害者の就業に対するニーズは高まりをみせている。こうした中、平成14年末に策定された「障害者基本計画」、「重点施策実施5か年計画」は、障害者の地域における自立を進めるための施策をさらに進めることとしており、この傾向は今後とも一層強まることが見込まれる。

特に、精神障害者については近年、有効求職者数、就職者数ともに増加しており、精神障害者の雇用率制度の適用について、諸課題を早期に解決し実施することが求められている。

また、近年、ITの進展等により、通勤が困難な重度障害者がインターネット等を活用して在宅で就業するといった例がみられており、ITを活用した在宅就業が障害者の就業機会の拡大を図る上での重要な方策の一つとなる可能性が指摘され、支援策の必要性が問われている。

これらの課題については、先般、有識者等からなる研究会から提言がなされたところである。また、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」においては、「障害者の雇用・就業、自立を支援するため、在宅就労や地域における就労の支援、精神障害者の雇用促進、地域生活支援のためのハード・ソフトを含めた基盤整備等の施策について法的整備を含め充実強化を図る」とされたところであり、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正を視野に入れた施策の充実強化を早急に実施することが求められている。

本研究会は、このような障害者の雇用・就業に関する当面の課題について、具体的な制度改正のあり方を中心に検討を行ってきたが、ここにその検討結果をとりまとめたので報告する。

(注) 本報告書では、原則として雇用、非雇用といった就業形態にかかわらず、障害者の職業的自立が可能となるような働き方を指して「就業」という語句を用い、慣用的な用法が存する場合等においては適宜「就労」等の語句を用いている。